

石狩市過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の制定について

1 条例制定の理由

過疎法第8条第4項に規定する産業振興促進区域内において、特別償却設備設置者に対して、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条の規定に基づき、固定資産税の課税を免除することにより、過疎地域での設備投資を促進し、雇用の維持や創出に寄与することで地域の持続的発展に繋げることを目的としています。

2 課税免除の内容

①対象者

省令の定めにより、特別償却設備の取得等（資本金の額等が5,000万円超である法人が行うものにあつては新設又は増設に限る。）した者（青色申告書を提出する者）

省令：過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二十四条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令

②産業振興促進区域及び業種

下記のとおり計画により、区域及び省令に定める業種すべてについて対象とすることを定めます

計画の該当箇所の抜粋（別添の計画（案） 25p）

（エ）産業振興促進事項

a 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間
厚田区全域	製造業、情報サービス業等、農林	令和3年4月1日～
浜益区全域	水産物等販売業、旅館業	令和8年3月31日

③対象となる設備

省令の定めによる、事業の用に供する特別償却設備

省令の定めによる特別償却設備

家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る）で、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のもの

（1）製造業又は旅館業（下宿営業を除く） 500万円

（資本金の額等が5,000万円超1億円以下である法人が行うものにあつては1,000万円とし、資本金の額等が1億円超である法人が行うものにあつては2,000万円とする。）

（2）情報サービス業等又は農林水産物等販売業 500万円

④対象となる設備投資の時期

令和3年4月1日以降の設備投資

⑤課税免除期間

事業の用に供することとなった日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から3年度分に限り、課税を免除する

3 地位の承継

相続、合併その他の事由により、対象事業を承継した者に対して課税免除の適用を受ける地位を承継できることとします

4 課税免除の取消

下記の場合、決定した課税免除を取り消します

- (1) 課税免除の要件に該当しなくなったとき
- (2) 対象事業を廃止したとき。（課税年度内に6月以上の事業の用に供している場合には取消は行わない）
- (3) 対象事業を相当期間休止し、又は操業していると認められない状態として規則で定める場合となったとき。（相当期間は6月以上）
- (4) 市税を滞納しているとき
- (5) 虚偽の申請その他不正の手段により課税免除の適用を受けたことが判明したとき
- (6) その他課税免除を講ずることが適当でないと認めるとき

5 報告及び調査

課税免除の申請をする者又は課税免除事業者に対し、必要な報告を求め、又は実地に調査を行うことができるものとします

6 適用除外

他の条例の規定による固定資産税の課税免除又は不均一課税の適用を受けるものについては、この条例の課税免除は適用しないこととします

7 今後のスケジュール

	6月	7月	8月	9月
地域協議会		新計画（案）について 諮問、答申		
所 管 課	新計画（案）・ 課税免除条例（案） 策定	新計画（案）・ 課税免除条例（案）について パブリックコメント実施	意見の反映、 修正	条例・計画を 定例会に上程
市 議 会				条例・計画の議決